

広島県収受	
第	号
29.9.19	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

薬生薬審発 0919 第 1 号  
平成 29 年 9 月 19 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
（公印省略）

「医薬部外品の添加物リストについて」の一部改正について

今般、「医薬部外品の添加物リストについて」（平成 20 年 3 月 27 日薬食審査発第 0327004 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知）について、その一部を改正し、医薬部外品添加物リスト（以下「添加物リスト」という。）を別添のとおりとしましたので、下記にご留意の上、貴管下関係業者に対し周知方お願いします。

記

- 1 添加物リスト中の規格コードとは、次のとおりであること。

コード	規格
01	薬事法第 41 条の規定により定める日本薬局方
24	日本薬局方外医薬品規格
31	食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 21 条の規定により定める食品添加物公定書
51	医薬部外品原料規格 2006
73	医薬品に使用することができるタール色素を定める省令（昭和 41 年厚生省令第 30 号）の別表第一、別表第二及び別表第三に定める規格
80	医薬部外品添加物規格集

- 2 連番 1124「ジリノール酸ジ（イソステアリル／フィトステリル）」について、「医薬部外品の種類」欄のうち、（3）中の「その他の薬用化粧品、腋臭防止剤、忌避



剤」に配合前例を追加したこと。

3 次の添加物の項を追加したこと。

連番 106 「アルカリゲネス産生多糖体」

連番 243 「(エイコサン二酸/テトラデカン二酸) デカグリセリル液」

連番 413 「大高酵素」

連番 965 「ジイソステアリン酸ダイマージリノレイル」

連番 1003 「シクロヘキサンジカルボン酸ビスエトキシジグリコール」

連番 1016 「ジ水添ロジンダイマージリノレイル」

連番 1667 「ヒオウギ抽出液」

連番 1707 「ヒナギク花エキス」

連番 1804 「プリエラスチン」

連番 1824 「ヘーラールーノ」

4 平成 28 年 10 月 13 日付け薬生薬審発 1013 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知の別添中連番 307「塩化アルキルトリメチルアンモニウム液」、連番 1749「フィチン酸」、連番 1922「ポリ塩化ジメチルメチレンピペリジニウム液」及び連番 2449「ヤシ油脂肪酸メチルタウリンナトリウム液」の「添加物の名称」、「成分コード」、「英名」及び「外原規 2006 における成分名」の各欄について、それぞれ添加物リスト中連番 309、連番 1757、連番 1932 及び連番 2459 の各欄のとおり改めること。